【別紙１】

【監理団体に対する許可の取消しの内容】

１　許可の取消しを行った監理団体

⑴　監 理 団 体 名：茨城中小建設業協同組合

⑵　代表者職氏名：代表理事　石塚　良三

⑶　所　　在　　地：茨城県常総市豊岡町乙 1084 番地６フルヤコーポ８号室

２　処分内容

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成 28 年法律第 89 号。以下「技能実習法」という。）第 37 条第１項第１号の規定に基づき、令和８年 11 月 25 日をもって監理団体の許可を取り消すこと。

３　処分理由

傘下の実習実施者に対する監査を適切に行っていなかったこと、及び出入国若しくは労働に関する法令の規定に違反する事実を隠蔽する目的で、虚偽の内容を記載した監査報告書を外国人技能実習機構に提出したことから、技能実習法第 37 条第１項第１号（技能実習法第 25 条第１項第２号（技能実習法第 39 条第３項））に規定する監理団体の許可の取消事由に該当するため。

【別紙２】

【監理団体に対する許可の取消しの内容】

１　許可の取消しを行った監理団体

⑴　監 理 団 体 名：九州トータルクリエイト協同組合

⑵　代表者職氏名：代表理事　中村　時夫

⑶　所　　在　　地：佐賀県伊万里市松浦町中野原 1909 番地

２　処分内容

技能実習法第 37 条第１項第１号及び第４号の規定に基づき、令和８年 11 月 25 日をもって監理団体の許可を取り消すこと。

３　処分理由

技能実習計画の認定を受けさせる目的で、虚偽の技能実習計画認定申請書を外国人技能実習機構に提出したこと、傘下の実習実施者に対し、認定計画に従い、団体監理型技能実習を実習監理していなかったこと、及び虚偽の内容を記載した監査報告書を外国人技能実習機構に提出したことから、技能実習法第 37 条第１項第１号（技能実習法第 25 条第１項第２号（技能実習法第 39 条第３項））及び第４号（技能実習法第 39 条第１項）に規定する監理団体の許可の取消事由に該当するため。

【別紙３】

【監理団体に対する改善命令の内容】

１　改善命令を行った監理団体

⑴　監 理 団 体 名：ヒューマンクリエイトアジア協同組合

⑵　代表者職氏名：代表理事　鮫島　剛

⑶　所　　在　　地：鹿児島県鹿児島市小野１丁目 20 番６号

２　処分内容

技能実習法第 36 条第１項の規定に基づき、令和８年 11 月 25 日をもって必要な措置をとるべきことについて改善命令を行ったこと。

３　処分理由

傘下実習実施者に対する監査において、技能実習指導員から報告を受けていないこと、及び傘下の実習実施者に対し、認定計画に従い、団体監理型技能実習を実習監理していなかったことから、監理事業の適正な運営を確保するため、技能実習法第 36 条第１項に規定する改善命令を行う必要があると認められたため。

【別紙４】

【監理団体に対する改善命令の内容】

１　改善命令を行った監理団体

⑴　監 理 団 体 名：Ｂｅｓｔ Ｂｒａｉｎｓ協同組合

⑵　代表者職氏名：代表理事　佐藤　祥

⑶　所　　在　　地：埼玉県八潮市大字鶴ケ曽根 419 番地４

２　処分内容

技能実習法第 36 条第１項の規定に基づき、令和８年 11 月 25 日をもって必要な措置をとるべきことについて改善命令を行ったこと。

３　処分理由

傘下実習実施者が技能実習法令に違反する行為を行っていた疑いを把握していたにもかかわらず、直ちに監査を適切に行っていないことから、監理事業の適正な運営を確保するため、技能実習法第 36 条第１項に規定する改善命令を行う必要があると認められたため。

【別紙５】

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

１　技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

⑴　実習実施者名：有限会社井上興産

⑵　代表者職氏名：代表取締役　井上　政敏

⑶　所　　在　　地：東京都武蔵野市西久保１丁目１番９号

２　認定の取消しを行った計画の認定番号（８件）

令和５年２月20日認定「認2204055396」「認2204055397」「認2204055398」

令和６年３月６日認定「認2304066551」「認2304066552」

同月21日認定「認2304084786」「認2304084787」「認2304084788」

３　処分等内容

技能実習法第16条第１項第２号の規定に基づき、令和８年11月25日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

４　処分等理由

技能実習生の人権を著しく侵害する行為を行ったことから、技能実習法第16条第１項第２号（技能実習法第９条第６号）に規定する認定の取消事由に該当するため。

【別紙６】

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

１　技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

⑴　実習実施者名：株式会社イワサキテック

⑵　代表者職氏名：代表取締役　岩﨑　潤太郎

⑶　所　　在　　地：福岡県中間市通谷２丁目７番 13 号

２　認定の取消しを行った計画の認定番号（10 件）

令和３年12月13日認定「認2112007503」「認2112007504」

令和４年５月30日認定「認2212000843」

令和５年２月16日認定「認2212011156」「認2212011157」「認2212011158」「認2212011159」「認2212011160」

令和６年２月26日認定「認2312016742」「認2312016743」

３　処分等内容

技能実習法第 16 条第１項第２号の規定に基づき、令和８年 11 月 25 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

４　処分等理由

技能実習生の人権を著しく侵害する行為を行ったことから、技能実習法第 16 条第１項第２号（技能実習法第９条第６号）に規定する認定の取消事由に該当するため。

【別紙７】

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

１　技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

⑴　実習実施者名：株式会社ＡＢＭ

⑵　代表者職氏名：代表取締役　阿部　稔

⑶　所　　在　　地：茨城県かすみがうら市田伏 3604 番地

２　認定の取消しを行った計画の認定番号（９件）

令和４年11月28日認定「認2203004666」「認2203004667」

同年12月７日認定「認2203003740」

令和５年２月21日認定「変認2203000127」

同年３月２日認定「認2203008107」「認2203008108」「認2203008109」「認2203008110」「認2203008111」

３　処分等内容

技能実習法第 16 条第１項第１号の規定に基づき、令和８年 11 月 25 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

４　処分等理由

認定計画に従って賃金を支払っていなかったと認められることから、技能実習法第 16 条第１項第１号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【別紙８】

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

１　技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

⑴　実習実施者名：有限会社大髙塗装工業

⑵　代表者職氏名：代表取締役　大髙　哲也

⑶　所　　在　　地：神奈川県横浜市戸塚区平戸町 187 番地８

２　認定の取消しを行った計画の認定番号（３件）

令和６年８月21日認定「認2404019209」「認2404019210」

令和７年８月26日認定「認2504029128」

３　処分等内容

技能実習法第 16 条第１項第２号の規定に基づき、令和８年 11 月 25 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

４　処分等理由

技能実習生の人権を著しく侵害する行為を行ったことから、技能実習法第 16 条第１項第２号（技能実習法第９条第６号）に規定する認定の取消事由に該当するため。

【別紙９】

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

１　技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

⑴　実習実施者名：株式会社久賀野総業

⑵　代表者職氏名：代表取締役　久賀野　翔

⑶　所　　在　　地：神奈川県川崎市幸区南加瀬２丁目 11 番 34－301 号

２　認定の取消しを行った計画の認定番号（４件）

令和６年４月18日認定「認2404000254」「認2404000255」

令和７年７月24日認定「認2504020538」「認2504020539」

３　処分等内容

技能実習法第 16 条第１項第２号の規定に基づき、令和８年 11 月 25 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

４　処分等理由

技能実習生の人権を著しく侵害する行為を行ったことから、技能実習法第 16 条第１項第２号（技能実習法第９条第６号）に規定する認定の取消事由に該当するため。

【別紙 10】

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1　技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

⑴　実習実施者名：有限会社クリーンサービス

⑵　代表者職氏名：取締役　石塚　徹、取締役　石塚　良三

⑶　所　　在　　地：茨城県常総市水海道高野町 2155 番地１

2　認定の取消しを行った計画の認定番号（６件）

令和２年４月７日認定「認1903010953」

令和４年３月29日認定「認2103006257」「認2103006258」

令和５年７月11日認定「認2303001329」「認2303001330」

同年８月29日認定「認2303003743」

3　処分等内容

技能実習法第 16 条第１項第１号の規定に基づき、令和８年 11 月 25 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4　処分等理由

認定計画に従って技能実習を行わせていなかったと認められることから、技能実習法第 16 条第１項第１号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【別紙 11】

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1　技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

⑴　実習実施者名：スズテック株式会社

⑵　代表者職氏名：代表取締役　中本　隆

⑶　所　　在　　地：愛知県安城市根崎町東新切 20 番地

2　認定の取消しを行った計画の認定番号（８件）

令和４年７月21日認定「認2206006598」「認2206006599」

令和５年６月26日認定「認2306003680」「認2306003681」

令和７年９月３日認定「認2506016734」「認2506016735」

同月17日認定「認2506023933」「認2506023934」

3　処分等内容

技能実習法第 16 条第１項第３号及び第７号の規定に基づき、令和８年 11 月 25 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4　処分等理由

事業活動に関し、外国人に不法就労活動をさせたことにより、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたと認められることから、技能実習法第 16 条第１項第３号（技能実習法第 10 条第９号）及び第７号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【別紙 12】

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1　技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

⑴　実習実施者名：株式会社つくば資材

⑵　代表者職氏名：代表取締役　石塚　徹

⑶　所　　在　　地：茨城県つくば市上ノ室 793 番地１

2　認定の取消しを行った計画の認定番号（19 件）

令和２年11月20日認定「認2003005603」「認2003005604」「認2003005605」

令和４年６月15日認定「認2203000701」

令和５年４月20日認定「認2303000194」「認2303000195」

同年６月27日認定「認2303002194」

同月28日認定「認2303001563」「認2303001564」

令和６年７月２日認定「認2403001779」「認2403001780」「認2403001781」

同月31日認定「認2403002523」「認2403002524」

令和７年８月29日認定「認2503003093」「認2503003094」

同年10月３日認定「認2503004118」「認2503004119」「認2503004120」

3　処分等内容

技能実習法第 16 条第１項第３号及び第７号の規定に基づき、令和８年 11 月 25 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4　処分等理由

事業活動に関し、外国人に不法就労活動をさせたことにより、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたと認められることから、技能実習法第 16 条第１項第３号（技能実習法第 10 条第９号）及び第７号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【別紙 13】

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1　技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

⑴　実習実施者名：有限会社つじ

⑵　代表者職氏名：代表取締役　辻　泰是

⑶　所　　在　　地：岐阜県山県市谷合 1232 番地の２

2　認定の取消しを行った計画の認定番号（13 件）

令和５年８月24日認定　「認2306011186」「認2306011187」「認2306011188」

同年10月10日認定　「認2306027602」

令和６年１月12日認定　「認2306036927」「認2306036928」

同月18日認定　「認2306043598」「認2306043599」

同年７月２日認定　「認2406010614」

同年８月16日認定　「認2406019717」「認2406019718」「認2406019719」

同月20日認定　「認2406020199」

3　処分等内容

技能実習法第 16 条第１項第３号及び第７号の規定に基づき、令和８年 11 月 25 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4　処分等理由

事業活動に関し、外国人に不法就労活動をさせたことにより、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたと認められることから、技能実習法第 16 条第１項第３号（技能実習法第 10 条第９号）及び第７号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【別紙 14】

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1　技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

⑴　実習実施者名：株式会社東圧

⑵　代表者職氏名：代表取締役　丹羽　理志、代表取締役　丹羽　原理

⑶　所　　在　　地：北海道帯広市西二十二条南１丁目 10 番地 13

2　認定の取消しを行った計画の認定番号（23 件）

令和４年２月14日認定「認2101004783」「認2101004784」

同年８月22日認定「認2201001943」

同年10月26日認定「認2201002762」「認2201002763」「認2201002764」「認2201002765」

令和５年１月４日認定「認2201005271」

同年４月19日認定「認2201008604」「認2201008605」

同年５月15日認定「認2201009604」「認2201009605」

同年11月２日認定「認2301006048」「認2301006049」「認2301006050」

令和６年４月５日認定「認2301011557」「認2301011558」

同年５月２日認定「認2401000623」

同年10月24日認定「認2401005462」「認2401005463」「認2401005464」

同年11月６日認定「認2501005586」「認2501005587」

3　処分等内容

技能実習法第 16 条第１項第２号の規定に基づき、令和８年 11 月 25 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4　処分等理由

技能実習生の人権を著しく侵害する行為を行ったことから、技能実習法第 16 条第１項第２号（技能実習法第９条第６号）に規定する認定の取消事由に該当するため。

【別紙 15】

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1　技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

⑴　実習実施者名：株式会社松本商店

⑵　代表者職氏名：代表取締役　松本　正二郎

⑶　所　　在　　地：福岡県久留米市津福本町 2348 番地 29

2　認定の取消しを行った計画の認定番号（33 件）

令和３年12月28日認定「認2112008078」「認2112008079」「認2112008080」

令和４年４月12日認定「認2112010763」「認2112010764」「認2112010786」

「認2112010787」「認2112010788」「認2112010789」

同年12月19日認定「認2212009458」

令和５年４月19日認定「認2212013795」

同年８月28日認定「認2312004385」「認2312004386」「認2312004387」

「認2312004388」「認2312004389」「認2312004390」

同年９月８日認定「認2312007337」「認2312007338」

同年11月30日認定「認2312013178」「認2312013179」

令和６年７月17日認定「変認2412000193」「変認2412000194」「変認2412000195」

「変認2412000196」「変認2412000197」

同年８月１日認定「認2412004489」「認2412004490」

同年９月３日認定「認2412008295」「認2412008296」

同年10月１日認定「認2412008292」「認2412008293」「認2412008294」

3　処分等内容

技能実習法第 16 条第１項第３号及び第７号の規定に基づき、令和８年 11 月 25 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4　処分等理由

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）違反により(罰金の刑に処せられ、これが確定)、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第 16 条第１項第３号（技能実習法第 10 条第９号）及び第７号に規定する認定の取消事由に該当するため。